社会福祉法人射水市社会福祉協議会介護予防支援事業(大島地域包括支援センター)運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人射水市社会福祉協議会が開設する射水市大島地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の担当職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。

２　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

３　事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することがないよう公平中立に行う。

４　事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称 射水市大島地域包括支援センター

（２）　所在地 射水市小島７００番地１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者　１名（常勤）

管理者は、事業所の職員の管理、利用者の申込に係る調整、業務の実施状況の把握及び指揮命令等を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

（２）　担当職員

保健師または経験のある看護師　２名　（常勤）

介護支援専門員または社会福祉士　２名　（常勤）

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

２　管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、営業時間外においても、緊急時の対応など２４時間の相談体制をとることとする。
（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除く。
（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
（指定介護予防支援の提供方法、内容）
第６条　指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。
（１）　利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
（２）　利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
（３）　サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
（４）　指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
（５）　計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
（６）　その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第３７号第２９条から第３１条）に従って実施する。
（指定介護予防支援の利用料その他の費用の額）
第７条　指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。
（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

射水市	大島地区

（苦情処理）
第９条　事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置、記録の整備その他必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
（カスタマーハラスメントへの対応）
第１０条　事業所は、利用者またはその家族等からのカスタマーハラスメント（社会通念上許容される範囲を超えた過度な要求、暴言その他これに類する行為により職員の就業環境を著しく害する行為をいう。）が認められた場合、職員の安全確保を最優先に、利用者またはその家族等と協議の上、サービス提供方法の見直しその他必要な措置を講ずるものとする。
（職場におけるハラスメントの防止及び対応）
第１１条　職場における各種ハラスメントの防止及び対応については、射水市社

会福祉協議会ハラスメントの防止に関する規程の定めるところによる。

（事故発生時の対応）

第１２条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、記録の整備その他必要な措置を行う。

２　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止に関する事項）

第１３条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る

（２）　虐待の防止のための指針を整備

（３）　虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１４条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第１５条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるもの

とし、また業務体制を整備する。
2　担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3　事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
4　事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5　事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
6　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
7　事業所は、指定介護予防支援事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。
8　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人射水市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和８年１０月１日から施行する。